

奈良県の加入について

平成27年12月24日
本 部 事 務 局

1 規約変更

奈良県の加入に伴う規約の変更について、奈良県議会及び各構成団体の議会における議決を得て、総務大臣へ許可申請を行っていたところ、12月4日付けで許可を得た。

規約変更概要

【趣旨】

関西が名実ともに一体となって今後の事務の取り組みの実効性を高め、関西全体における事業効果の一層の向上を図るため、奈良県を関西広域連合の構成団体に加えることとし、関西広域連合規約中の関係部分の変更を行う。

【規約変更内容】

第1条 (略)

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、**奈良県**、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「構成府県」という。）並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市（以下「構成指定都市」という。以下「構成府県」とあわせて「構成団体」と総称する。）をもって組織する。

第3条 (略)

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1)～(9) (略)

2 前項各号に掲げる事務のうち、**同項第1号（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあっては奈良県に係るものを**、同項第1号（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものを除くものとする。

第5条～第7条 (略)

(広域連合の議会の定数)

第8条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、**36人39人**とする。

第9条～附則 (略)

別表（第20条関係）次項別表のとおり

別表（第20条関係）【変更箇所のみ抜粋】

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割（これにより難しい事務に係る経費にあつては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10
事業費	第4条第1項第2号 及び6号 に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 10分の5
	第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10

2 奈良県知事が分掌する事務

奈良県知事の意向を踏まえ、同県が参加する「防災」「観光・文化・スポーツ振興」に関する事務の副担当委員として分掌いただく。

（次項「関西広域連合委員会委員の分掌事務に関する規程」参照）

関西広域連合委員会委員の分掌事務に関する規程（抜粋）〈27. 12. 4 改正〉

（分掌事務）

第2条 広域連合長は、次の表の左欄に掲げる事務（以下「分掌事務」という。）を右欄に掲げる委員に分掌させるものとし、当該委員は分掌事務に関する政策及び企画をつかさどる。

分掌事務	分掌する委員
	副
規約第4条第1項第1号（広域にわたる防災に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第2号に掲げる事務	兵庫県知事の職にある委員
	奈良県知事及び神戸市長の職にある委員
規約第4条第1項第1号（広域にわたる観光、文化及びスポーツの振興に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第3号に掲げる事務	京都府知事の職にある委員
	奈良県知事及び京都市長の職にある委員
うちジオパークに関する事務	鳥取県知事の職にある委員
うちスポーツの振興に関する事務	兵庫県知事の職にある委員
	鳥取県知事の職にある委員
規約第4条第1項第1号（広域にわたる産業振興に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第4号に掲げる事務	大阪府知事の職にある委員
	大阪市長及び堺市長の職にある委員
うち農林水産業の振興に関する事務	和歌山県知事の職にある委員
規約第4条第1項第1号（広域にわたる医療の確保に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第5号に掲げる事務	徳島県知事の職にある委員
規約第4条第1項第1号（広域にわたる環境の保全に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第6号に掲げる事務	滋賀県知事の職にある委員
規約第4条第1項第8号に掲げる事務	和歌山県知事の職にある委員



総行市第181号

関西広域連合
広域連合長 井戸 敏三 殿

平成27年10月29日付け関広総第27号で申請のあった関西広域連合の規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき許可する。

平成27年12月4日

総務大臣 山本 早苗

